

(3) 制度の仕組み (第3号技能実習への移行手続の留意点)

第3号技能実習への移行のための1ヶ月以上の帰国をする場合の手続

〈一般的例：みなし再入国許可（入管法第26条の2）により1ヶ月以上帰国〉

- ① 第3号技能実習前の約3ヶ月前までに第3号技能実習計画認定申請を機構に提出
(第2号技能実習修了の2ヶ月前まで)
- ② 地方入管に第3号技能実習への在留資格変更許可申請(標準審査期間2週間)
(第3号計画認定通知書の受領後在留期限前まで)
- ③ 退職した場合のみ、実習生による地方入管に所属機関に関する届出(離脱日から14日以内)
- ④ みなし再入国許可により出国(帰国)
- ⑤ 帰国1ヶ月以降に再入国し、特例期間内に第3号技能実習への在留資格変更許可を受けて在留カード受領
- ⑥ 第3号技能実習を開始
- ⑦ 再入国後に住居地を変更した場合、その住居地の市区町村に住居地の届出
(変更の日から14日以内：入管法第19条の9)

(注) 第2号技能実習の在留期間内に「第3号技能実習計画認定通知書等を添えて第3号技能実習への在留資格変更許可申請を行うこと」ができない場合は、その在留期限までに技能実習生を出国させた上で、同計画認定通知書を受領して在留資格認定証明書交付申請を行い、第3号技能実習の査証を取得して入国することになる。

第2号技能実習から第3号技能実習への移行に伴う保険負担等の関係

技能実習生と実習実施者との雇用関係	雇用継続				退職		
	休職扱い(無給)		有給休暇を利用(有給)				
負担する者の区分	実習生	企業	実習生	企業	実習生	企業	
保険の区分	負担の有無	負担の有無	負担の有無	負担の有無	負担の有無	負担の有無	
労働保険	労働者災害補償保険	—	○	—	○	—	—
	雇用保険	—	—	○	○	—	—
社会保険	厚生年金保険	○	○	○	○	—	—
	脱退一時金の請求	×		×		○	
	健康保険	○	○	○	○	—	—
	国民年金	○		○		—	—
	脱退一時金の請求	×		×		○	
国民健康保険	○		○		—	—	

(9) 優良な実習実施者・優良な監理団体

ア 優良な実習実施者（最大120点の6割以上）技能実習等を修得等させる能力につき高い水準を満たすもの

1 技能等の修得等に係る実績（70点）

I 過去3年以内の基礎級程度の技能検定等の合格率（95%以上20点、80%以上95%未満10点、75%以上80%未満0点、75%未満-20点）

II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等実技試験合格率

【計算方法】母数＝新技実習生の第2号・第3号修了者数－うちやむを得ない不受験者数＋技能実習生の受験者数／分子＝（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ※ 旧技能実習生の受検実績については、施行日以後の受検実績に必ず算入すること。施行日前については、施行日前の基準日以前の受検実績は算入しないことも可。（80%以上40点、70%以上80%未満30点、60%以上70%未満20点、50%以上60%未満0点、50%未満-40点）

※ 施行後3年間の特例措置としてIIに代えてII-2（1）及び（2）で評価することもできる。

II-2（1）直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験合格実績（合格者3人以上35点、2人以上25点、1人以上15点、0人-35点）

II-2（2）直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験合格実績（合格者2人以上5点、1人以上3点）

III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績（合格者2人以上5点、合格者1人3点）

IV 技能実習検定等の実施への協力（有り5点）

2 技能実習を行わせる体制（10点）（経過措置有り）

- ・ 直近過去3年以内の技能実習指導員の受講歴（全員5点）
- ・ 直近過去3年に生活指導員の講習歴（全員5点）

3 技能実習生の待遇（10点）

- ・ 第1号技能実習生の賃金のうち最低のものと最低賃金の比較（115%以上5点、105%以上115%未満3点）
- ・ 技能実習の各段階における賃金の昇給率（5%以上5点、3%以上5%未満3点）

4 法令違反・問題の発生状況（5点、減点有り）

- ・ 直近過去3年以内の改善命令を受けたことがある。（改善未実施-50点、改善実施-30点）
- ・ 直近過去3年以内の技能実習生の失踪の割合（ゼロ5点加点、10%未満又は1人以下0点、20%未満又は2人以上-5点、20%以上又は3人以上-10点）

5 相談・支援体制（15点）

- ・ 母国語相談・支援の実施方法等マニュアルを策定し、関係職員に周知していること。（5点）
- ・ 母国語相談が可能な相談員確保（5点）
- ・ 直近過去3年以内に実習継続困難実習生の受入実績（5点）

6 地域社会との共生（10点）

- ・ 技能実習生への日本語学習の支援（4点）
- ・ 地域社会との交流機会を提供（3点）
- ・ 日本文化を学ぶ機会を提供（3点）

イ 優良な監理団体(最大120点の6割以上) 監査等業務を遂行する能力が高い水準を満たすもの

1 実習実施状況の監査その他業務の体制 (50点)

- I 監査方法等のマニュアルを策定、監査担当職員に周知 (5点)
- II 監理事業に関する常勤役職員と実習実施者の比率 (1:5未満15点、1:10未満7点)
- III 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査担当のみ)の講習受講歴 (60%以上10点、50%以上60%未満5点)
- IV 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修、マニュアル配付などの支援の実施 (5点)
- V 帰国後の実習生のフォローアップ調査協力 (5点)
- VI 実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員による送出国での事前面接の実施 (5点)
- VII 帰国実習生につき送出国との連携による就職先把握 (5点)

2 技能等の修得等に係る実績 (40点)

- I 過去3年以内の基礎級程度の技能検定等の合格率 (95%以上10点、80%以上95%未満5点、75%以上80%未満0点、75%未満-10点)
- II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等実技試験合格率

【計算方法】母数=新技実習生の第2号・第3号修了者数-うちやむを得ない不受験者数+技能実習生の受験者数/分子=(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 ※旧技能実習生の受検実績については、施行日以後の受検実績を必ず算入すること。施行日前については、施行日前の基準日以前の受検実績は算入しないことも可。(80%以上20点、70%以上80%未満15点、60%以上70%未満10点、50%以上60%未満0点、50%未満-20点)

※施行後3年間の特例措置としてIIに代えてII-2(1)及び(2)で評価することもできる。

II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験合格実績(実習実施者2つ以上輩出15点、1つ輩出10点、前記以外-15点)

- II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験合格実績(実習実施者2つ以上輩出5点、1つ輩出3点)
- III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績(実習実施者2つ以上輩出5点、1つ以上輩出3点)
- IV 技能検定等の実施への協力 (5点)

3 法令違反・問題の発生状況 (5点、減点有り)

- I 直近過去3年以内の改善命令を受けたことがある。(改善未実施50点減点、改善実施30点減点)
- II 技能実習生の失踪の割合(ゼロ5点、10%未満又は1人以下0点、20%未満又は2人以上-5点、20%以上又は3人以上-10点)
- III 直近過去3年以内に責めによる失踪(-50点)
- IV 直近過去3年以内に傘下実習実施者の不正行為(実習実施者数に対する認定取消数の割合15%以上-10点、10%以上15%未満-7点、5%以上10%未満-5点、5%未満-3点;改善命令の数の割合15%以上-5点、10%以上15%未満-4点、5%以上10%未満-3点、5%未満2点)

4 相談・支援体制 (15点)

- I 母国語相談・支援方法等のマニュアルを策定し・関係職員への周知 (5点)
- II 技能実習困難時の実習生受入れ協力への機構登録 (5点)
- III 技能実習困難時の実習生の受入れ実績 (5点)

5 地域社会との共生 (10点)

- I 実習実施者に対する日本語学習への支援 (4点)
- II 地域社会との交流機会を提供する実習実施者への支援 (3点)
- III 文化を学ぶ機会を提供する実習実施者への支援 (3点)

	<ul style="list-style-type: none"> 企業単独型である場合は申請者が、団体監理型である場合には監理団体が入国後講習を実施すること。 外国の公的機関又は教育機関(企業単独型の場合は当該機関又は施行規則第2条の外国の公私の機関)が行う講習であって、企業単独型の場合は申請者が、団体監理型の場合には監理団体又は申請者がその講習の内容が入国後講習に相当すると認めたものであること。 	
	二 入国後講習は、技能等に係る業務に従事させる期間より前に実施し、講習期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。	第7号二
	⑧ 第1号企業単独型技能実習の場合は、出入国又は労働関係法令の法的保護情報科目を、第1号団体監理型技能実習の場合は、全科目について技能等に係る業務に従事させる期間より前に実施し、講習期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。	第8号
【複数職種・作業】	(3) 複数の職種・作業の技能実習計画の場合、主たる職種等(複数の職種等のうち最も時間が長いもの)以外の職種等については、施行規則第10条第1項の技能実習の目標にかかわらず、次のいずれかの目標であること。	第3項
	① 修得等しようとする技能等に係る基礎級の技能検定又は技能実習評価試験の実技及び学科試験の合格	
	② 修得等しようとする技能等に係る3級若しくは2級の技能検定又は技能実習評価試験の実技試験の合格	
	③ 修得等をすべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得等を内容とするもの(当該技能等に係る業務に従事する時間に照らして適切なものに限る。)	
	(4) 複数の職種等の技能実習の内容は、主たる職種等の内容の基準と同じであるほか、	第4項
	① いずれも移行対象職種であること。	
	② それぞれの職種等の技能等が相互に関連性があり、併せて行うことに合理性があること。	
3. 技能実習の期間		法第9条第1項第3号
	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習の期間は、技能実習の各段階で次のとおりであること。 <ul style="list-style-type: none"> 第1号技能実習 1年以内 第2号技能実習 2年以内 第3号技能実習 2年以内 	
4. 技能実習の目標の達成		法第9条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> 第2号又は第3号の技能実習の場合には、次のとおりそれぞれの段階における技能実習計画の目標を達成していること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2号技能実習計画の場合、当該技能等に係る第1号技能実習計画で定めた技能検定又は技能評価試験の合格の目標 (2) 第3号技能実習計画の場合、当該技能等に係る第2号技能実習計画で定めた技能検定又は技能評価試験の合格の目標 	
5. 技能実習の評価方法		法第9条第1項第5号
	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生が修得等した技能等については、技能実習を修了するまでに次のいずれかの方法で評価すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 技能検定試験又は技能評価試験 (2) ① 「修得させる技能等」を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得がなされることの目標がすべて達成されているかどうかを技能実習指導員が確認すること。 ② 技能実習指導員が、①の評価を行うに当たり、技能実習責任者を確認の場に立ち合わせることでその他の方法により評価の公正な実施の確保に努めること。 	施行規則第11条第1項
		第2項

資料編ⅢA 優良実習実施者の基準

「優良実習実施者要件」(第3号技能実習計画の実習実施者に求められる高水準の技能等の修得等をさせる能力)

法務省及び厚生労働省により規定された「技能実習制度運用要領」第4章第2節第11に基づいて作成

優良実習実施者認定の要件：B/A≥60/100

[JITCO]

区分	項目	a 加点		b 減点		点数	区分別最大点数	各区分の点数
① 技能等の修得等に係る実績	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	95%以上	20点	75%未満	▲20点	点	(①：最大70点)	①： _____ 点
		80%以上95%未満	10点					
	75%以上80%未満	0点						
	II 過去3年間の2級・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> $\frac{\text{3級合格者数} + \text{2級合格者数} \times 1.5}{\text{「新制度の技能実習生の2号・3号修了者数(やむを得ない不受験者数を除く。)} + \text{「旧制度の技能実習生の受験者数」}}$ (上記計算に当たっての留意点) 旧制度の技能実習生の受験実績の取扱いは、次による。 ・施行日以後の受験実績は必ず算入 ・施行日以前については、施行日以前の基準日以前の受験実績は算入しないこととする可。	80%以上	40点	50%未満	▲40点	点		
		70%以上80%未満	30点					
		60%以上70%未満	20点					
50%以上60%未満		0点						
II 技能実習法施行後3年間に -2 については、右欄(1)及び(2) の合計点での評価が可能	(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上	35点	合格者ゼロ	▲35点	点		
		・合格者2人	25点					
	・合格者1人	15点						
	(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上	5点			点		
		・合格者1人	3点			点		
III 直近過去3年間の2級・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績(2級、3級で分けて、合格人数で評価)	・合格者2人以上	5点				点		
	・合格者1人	3点				点		
IV 技能検定等の実施への協力 ・技能検定委員(①技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、②採点、③実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から排出している場合 ・実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合	有	5点				点		
計			点		点	点		
② 技能実習を行わせる体制	I 直近過去3年間以内の技能実習指導員の講習受講歴	全員有	5点			点	(②：最大10点)	②： _____ 点
	II 直近過去3年間以内の生活指導員の講習受講歴	全員有	5点			点	講習の整備から1年までは配点なし。	
	計		点			0点		
③ 技能実習生の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	115%以上	5点			点	(③：最大10点)	③： _____ 点
		105%以上115%未満	3点			点		
	II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上	5点			点		
		3%以上5%未満	3点			点		
計			点			0点		

資料編 III B 優良実習実施者の基準

優良実習実施者認定の要件：B/A \geq 60/100

[JITCO]

区分	項目	a 加 点		b 減 点		点 数	区分別最大点数	各区分の点数
			点		点			
④ 法令違反・問題の発生状況	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）。		点	・有で改善未実施 ・有で改善実施	▲50 点 ▲30 点	点	(④：最大5点)	④： _____ 点
	II 直近過去3年以内に失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）。	ゼロ 10%未満又は1人以下	5 点 0 点	20%以上又は3人以上 20%未満又は2人以下	▲10 点 ▲5 点	点		
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）			有	▲50 点	点		
	計		点		点	点		
⑤ 相談・支援体制	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること。	有	5 点			点	(⑤：最大15点)	⑤： _____ 点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）。	有	5 点			点		
	III 直近過去3年以内に技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）。	有	5 点			点		
	計		点		0 点	点		
⑥ 地域社会との共生	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること。	有	4 点			点	(⑥：最大10点)	⑥： _____ 点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること。	有	3 点			点		
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること。	有	3 点			点		
	計		点		0 点	点		
合 計							A: 120 (110) 点 B: _____ 点	

「優良監理団体要件」（一般監理団体の許可で求められる高水準の業務遂行能力）
 法務省及び厚生労働省により規定された「技能実習制度運用要領」第5章第2節第7に基づいて作成

一般監理団体許可の要件：B/A≥60/100

【JITCO】

区分	項目	a 加点		b 減点		点数	区分別最大点数	各区分の点数	
① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	I 監理団体が行う定期的の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	有	5 点			点	①：最大50点 ①のⅢについては、当該講習の整備から1年が経過するまでの間は評価項目から除外して計算する。（最大40点）	①： _____ 点	
	II 監理事業に関与する常勤の役職員の人数/実習監理を行う実習実施者数	1/5未満 1/10未満	15 点 7 点			点 点			
	III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	60%以上 50%以上60%未満	10 点 5 点			点 点			
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること。	有	5 点			点			
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	有	5 点			点			
	VI 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	有	5 点			点			
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	有	5 点			点			
	計			点		0 点			点
② 技能等の修得等に係る実績	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	95%以上 80%以上95%未満 75%以上80%未満	10 点 5 点 0 点	75%未満	▲10 点	点	②：最大40点 ②のⅡについて、技能実習法施行後3年間については、Ⅱに代えてⅡ-2（1）及び（2）で評価することも可能	②： _____ 点	
	II 過去3年間の2級・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> $\left(\frac{\text{3級合格者数} + \text{2級合格者数} \times 1.5}{\text{新制度の技能実習生の2号・3号修了者数（やむを得ない不受験者数を除く。）} + \text{旧制度の技能実習生の受験者数}} \right) \times 1.2$ (上記計算に当たっての留意点) 旧制度の技能実習生の受験実績の取扱いは、次による。 ・施行日以後の受験実績は必ず算入 ・施行前については、施行日前の基準日以前の受験実績は算入しないこととする可	80%以上 70%以上80%未満 60%以上70%未満 50%以上60%未満	20 点 15 点 10 点 0 点	50%未満	▲20 点	点			
	II-1 技能実習法施行後3年間に -2 ついては、右欄(1)と(2)の合計点での評価が可能	(1) 直近直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績 (2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	2以上の実習実施者から合格者を輩出 ・1の実習実施者から合格者を輩出 2以上の実習実施者から合格者を輩出 ・1の実習実施者から合格者を輩出	15 点 10 点 5 点 3 点	合格者ゼロ	▲15 点			点 点
	III 直近過去3年間の2級・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績（2級・3級で分けて、合格人数の合計で評価）	2以上の実習実施者から合格者を輩出 ・1の実習実施者から合格者を輩出	5 点 3 点			点 点			
	IV 技能検定等の実施への協力 ・傘下の実習実施者が、 ・技能検定委員（①技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、②採点、③実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から排出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	1以上の実習実施者から協力有	5 点			点			
	計			点		点			点

資料編IVB優良監理団体の基準

区分	項目	a 加 点		b 減 点		点 数	区分別最大点数	各区分の点数			
			点		点						
③	I	直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）。			点	・有で改善未実施 ▲50点 ・有で改善実施 ▲30点	(③：最大5点)	③： _____ 点			
	II	直近過去3年以内に失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）。		ゼロ	5点	20%以上又は3人以上 ▲10点 20%未満又は2人以下 ▲5点					
	III	直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）。				該当 ▲50点					
	IV	直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）。									
		① 実習認定の取り消しを受けた割合 （計算方法） 実習認定の取消し機関（旧制度で認定取消し相当の行政指導「受入れが認められない不正行為該当の通知」を受けたものを含む。） （実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告をした件数を除く。）		_____ × 100		実習監理を行った実習実施者			15%以上 ▲10点 10%以上15%未満 ▲7点 5%以上10%未満 ▲5点 0%超5%未満 ▲3点		
		② 改善命令を受けた割合 （計算方法） 改善命令機関 （改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した件数を除く。）		_____ × 100		実習監理を行った実習実施者			15%以上 ▲5点 10%以上15%未満 ▲4点 5%以上10%未満 ▲3点 0%超5%未満 ▲2点		
		計		_____ 点		_____ 点			_____ 点		
		④ 相談・支援体制		I		機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること。			有	5点	_____ 点
				II		技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入に協力する旨の機構への登録を行っていること。			有	5点	_____ 点
			III		直近過去3年以内に技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）。	有			5点	_____ 点	
		計		_____ 点	_____ 点	0点	_____ 点				
⑤ 地域社会との共生	I		受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること。		有	4点	_____ 点	(⑤：最大10点)	⑤： _____ 点		
	II		地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること。		有	3点	_____ 点				
	III		日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること。		有	3点	_____ 点				
	計		_____ 点		_____ 点	0点	_____ 点				
合 計							A: 120 (110) 点	B: _____ 点			

資料編Ⅶ 手数料・登録免許税

1 手数料（技能実習計画の認定、監理団体許可申請の申請及び事実関係の調査（「事実調査」）を行わせる場合）

区 分		金額（計算方法）		納付方法		
技能実習 計画	1 認定申請	3,900円 ×申請する技能実習計画の件数（注）		機構指定の「金融 機関口座」振込		
	2 変更申請				（注）技能実習計画は「1技能実習生」について「技能実習の区分（技能実習1号、2号又は 3号）」別に作成し、認定・変更申請を行う。	
監理団体 許可申請	1 新規許可申請	①監理事業を行う事業所が1つのみ	2,500円	収入印紙		
		②監理事業を行う事業所が2つ以上	2,500円+ 900円×（監理事業所数－1）			
	監理団体許可申請 に係る事実の調査	①監理事業を行う事業所が1つのみ	47,500円	機構指定の「金融 機関口座」振込		
		②監理事業を行う事業所が2つ以上	47,500円+ 17,100円×（監理事業所数－1）			
	2 許可更新申請	/		900円 ×監理事業所数	収入印紙	
		監理団体許可の更新申請に 係る事実の調査		/		機構指定の「金融 機関口座」振込
	3 許可区分の変更申請 （特定監理事業から一般監理 事業への区分変更申請の場合 のみ）	①監理事業を行う事業所が1つのみ	2,500円		収入印紙	
		②監理事業を行う事業所が2つ以上	2,500円+ 900円×（監理事業所数－1）			
		許可区分の変更申請 に係る事実の調査	①監理事業を行う事業所が1つのみ	47,500円		機構指定の「金融 機関口座」振込
			②監理事業を行う事業所が2つ以上	47,500円+ 17,100円×（監理事業所数－1）		

2 登録免許税（新規の監理団体許可、特定監理事業から一般監理事業への区分変更許可に係る登録免許税の納付）

区 分	金 額	納付方法	納付期限
① 新規監理団体許可 ② 一般監理事業への区分変 更許可	許可の件数1件につき 15,000円	現金（麹町税務署又は日本銀行 等で支払） 【登録免許税法第21条】	監理団体の許可等については、主務大臣により、申請前に納付し、申請時にその領収証書（原本）を提出する旨定められている。